

(公印省略)
令和 7 年 6 月 26 日

広島県美容業生活衛生同業組合
理事長 山本 拓治 様

広島市長 松井 一實

「広島市二十歳を祝うつどい」における関係法令の遵守について(通知)

貴組合におかれましては、日頃から本市行政に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、本市では、下記のとおり「令和8年広島市二十歳を祝うつどい」を開催する予定です。

この行事におきましては、二十歳という人生の節目のお祝いの場でもあります。参加者が安心・安全に行事に参加できるよう、ヘアメイク等の美容行為を行う際には、美容師法を始めとする関係法令を遵守するとともに、厚生労働省が示している衛生管理要領等に基づき、適切な美容行為に努めていただくよう貴組合員や関係者に対し、周知をお願いします。

記

1 日時

令和 8 年(2026 年)1 月 12 日(月・祝)13:00~14:00(開場 12:00)

2 会場

エディオンピースウイング広島(中区基町 15 番)

3 対象者

平成 17 年(2005 年)4 月 2 日から平成 18 年(2006 年)4 月 1 日までに生まれた広島市民約 12,000 人

4 参考

- (1) チラシ「無免許で理美容行為を行うことは法令で禁止されています」
- (2) 理容所及び美容所における衛生管理要領

【行事に関するお問合せ】こども未来局こども青少年支援部
加賀谷(かがや)TEL:082-504-2963

【美容師法に関するお問合せ】健康福祉局保健部環境衛生課
加 藤(かとう) TEL:082-504-7408

無免許で理美容行為を行うことは 法令で禁止されています！！

●理美容行為※は理美容師以外が行うことはできません。

※理容行為：カット、顔そり等の首から上の容姿を整える行為

美容行為：カット、カラー、パーマメントウェーブ、まつ毛エクステ、ヘアセット、化粧、フェイスペイント等の
首から上の容姿を美しくする行為

●採用前に理美容師免許証を確認する等、確実に理美容師であることを確認 したうえで従事させてください。

●違反した場合、罰則規定があります。

★原則として理美容師は理美容所の中で作業する必要がある、理美容所は、衛生的な基準を満たしていることを保健所が確認した後でなければ使用できません。これは、結婚式場や写真館等に付設された施設や会社等の福利厚生のために設けられた理美容室、短期間のイベント等でも同様です。

理容師法（抜粋）

第一条の二

2 この法律で理容師とは、理容を業とする者をいう。

第六条

理容師の免許を受けた者でなければ、理容を業としてはならない。

第十四条

都道府県知事は、理容所の開設者が、第十一条の四若しくは第十二条の規定に違反したとき、又は理容師以外の者若しくは第十条第二項の規定による業務の停止処分を受けている者にその理容所において理容の業を行
わせたときは、期間を定めて理容所の閉鎖を命ずることができる。

第十五条

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定に違反した者

五 第十四条の規定による理容所の閉鎖処分に違反した者

美容師法（抜粋）

第二条

2 この法律で「美容師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて美容を業とする者をいう。

第六条

美容師でなければ、美容を業としてはならない。

第十五条

都道府県知事は、美容所の開設者が、第十二条の三若しくは第十三条の規定に違反したとき、又は美容師でない者若しくは第十条第二項の規定による業務の停止処分を受けている者にその美容所において美容の業を行
わせたときは、期間を定めて当該美容所の閉鎖を命ずることができる。

第十八条

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定に違反した者

五 第十五条の規定による美容所の閉鎖処分に違反した者

